

## 医療法人堀尾会 熊本託麻台リハビリテーション病院倫理委員会規程

### (設置)

第 1 条 熊本託麻台リハビリテーション病院において行われる、人間を直接対象とする医学の臨床応用（以下「医療行為等」という）について、医の倫理の妥当性を審査する為、倫理委員会（以下「委員会」という）を置く。

### (組織)

#### 第 2 条

第1項 委員会は次に掲げる委員をもって組織し、委員は病院長が委嘱する。

- |     |             |     |
|-----|-------------|-----|
| (1) | 副院長のうちから    | 1名  |
| (2) | 医師          | 2名  |
| (3) | 外部の有識者      | 1名  |
| (4) | 委員長が必要と認めた者 | 若干名 |

第2項 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。但し、欠員補充の委員の任期は前任者の残任期間とする。

### (任務)

#### 第 3 条

第1項 委員会は病院長の諮問に基づき、申請された医療行為等の内容について審査を行う。

第2項 委員会は審査に当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 医療行為等の対象となる個人の人権
- (2) 医療行為等の対象となる者又はやむを得ない場合は、その責任ある家族（以下「対象者等」という）
- (3) 医療行為等によって生じる予知される個人についての危険性、不利益及び医学上の貢献

### (委員長)

#### 第 4 条

第1項 委員会に委員長を置き、第2条第1項の委員をもって充てる。

第2項 委員長は委員会を招集し、その議長となる

第3項 委員長に事故がある時は、委員である医師の互選により定められた者が委員長職務を代行する。

(議事)

## 第 5 条

第1項 委員会は、委員の 3 分の 2 以上の出席をもって成立する。

第2項 委員は、自己の申請に係る審査に加わることができない。

(審査の判定)

## 第 6 条

第1項 審査の判定は出席委員の 3 分の 2 以上の合意により、次の各号のいずれかによるものとする。

- (1) 承認
- (2) 条件付き承認
- (3) 計画変更の勧告
- (4) 不承認
- (5) 非該当

第2項 委員長は、申請責任者に出席を求め、申請内容等について説明をさせるとともに、意見を述べさせることができる。

第3項 委員長は、必要に応じ専門の事項に関する学識経験者の出席を求め、意見を聞くことができる。

第4項 委員会は、判定の結果を公開するものとする。但し、公開することによって、申請責任者及び対象者等の人権若しくは医学の独創性等に支障が生じるおそれがあると判断した時は、その部分を非公開とすることができる。

第5項 委員会は、審査の結果を保存するものとする。

(申請手続き等)

## 第 7 条

申請責任者は医療行為等を実施する場合は、事前に「審査申請書」を病院長に提出しなければならない。

(審査結果の報告等)

第 8 条

第1項 委員長は、審査の結果を「審査結果報告書」により、病院長に報告しなければならない。

第2項 病院長は、前項の報告を尊重し、「審査結果通知書」を申請責任者へ通知しなければならない。

第3項 申請責任者及び対象者等は、判定に疑義があるときは、委員会に説明を求めることができる。

(守秘義務)

第 9 条

委員会の委員は、審査を行う上で知り得た秘密及び個人情報を漏らしてはならない。委員を退いた後も同様とする。但し、法令の定め等により正当な理由があるときは、この限りではない。

(会務)

第 10 条

委員会の会務は、法人本部事務局において処理する。

(雑則)

第 11 条

この規程に定めるもののほか、運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

第 12 条

同法人内介護老人保健施設における案件の審査についても本規程に準ずるものとする。

附 則

- ・この規程は、平成 25 年 5 月 1 日から施行する。